

第36期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年4月24日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

開催場所

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階
「レ・ルミエール」

決議事項

議 案 剰余金処分の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い
申し上げます。

議決権行使期限

2026年4月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

証券コード 5888
2026年4月9日

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町一丁目12番38号
DAIWA CYCLE株式会社
代表取締役社長 涌 本 宜 央

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第36期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiwa-cycle.co.jp/ir/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5888/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ダイワサイクル」又は「コード」に当社証券コード「5888」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年4月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 「レ・ルミエール」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第36期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

(1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

(2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎本株主総会では、ご出席の株主様へのお土産及び飲料はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

※到着までに数日を要しますので、お早めのご投函をお願いいたします。

行使期限

2026年4月23日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年4月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時15分）

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

日配数のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

お願い

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

株主番号 \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

## 株主総会参考書類

### 議 案 剰余金処分の件

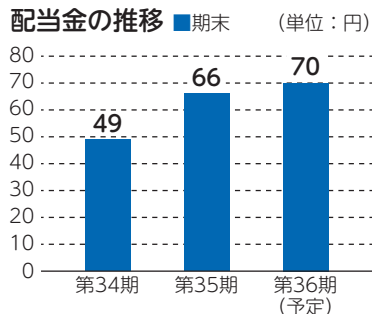
剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第36期の期末配当につきましては、以下の配当政策に基づくとともに、当期の業績が堅調に推移し前期を上回る増収・増益を達成できましたことから、前期末配当より4円増配することとし、1株につき70円とさせていただきたいと存じます。

|                          |                                                     |
|--------------------------|-----------------------------------------------------|
| 配当財産の種類                  | 金銭                                                  |
| 配当財産の割当てに関する事項<br>及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 <b>70円</b><br>配当総額 <b>193,054,540円</b> |
| 剰余金の配当が効力を生じる日           | 2026年4月27日                                          |

### <ご参考>



### 配当政策

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の構築に必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら配当性向20%を目途に配当を実施する方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業成長に向けた投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

以 上

# 事業報告

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、社会経済活動の活発化に伴う雇用情勢の改善などを受け、緩やかな回復基調が見られるものの、長期化する円安基調、物価上昇の継続や金利の上昇などによる個人消費の減速懸念、米国の通商政策の影響懸念などから依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社におきまして、商品面では、当社の主力商品である電動アシスト車において、NB商品に比べてお手頃価格であり快適さを追求した子ども乗せタイプのPB電動アシスト車を発売いたしました。販売面では、需要期にあわせて設立35周年感謝祭、W感謝祭、ブラックフライデー等のセールを行ったほか、売れ筋商品の欠品抑制につとめるとともに、自転車の修理需要の増加に対応するために整備及び修理の教育に注力いたしました。また、人材面では、店舗社員の年間休日数を増やすことで、ワークライフバランスの向上と人材の定着につとめました。

出退店の状況につきましては、直営店として関西に7店舗、関東に13店舗の計20店舗を出店いたしました。またフランチャイズ店舗（以下、「FC店」）であった関西2店舗を直営化いたしました。この結果、当事業年度末の店舗数は、直営店150店舗、FC店4店舗の154店舗となりました。

以上の結果、既存店の売上高が増収になったことに加えて出店を加速させたことにより当事業年度における売上高は21,106,860千円（前事業年度比15.0%増）となりました。

利益面につきましては、売上高の増収が寄与したものの、出店を加速させたことによる出店関連費用の増加等が影響し、営業利益は1,416,426千円（同3.0%増）、経常利益は1,434,991千円（同3.5%増）、当期純利益は948,553千円（同5.6%増）となりました。

なお、当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、販売網の拡充のため新たに直営店20店舗を出店し、FC店であった関西2店舗を直営化いたしました。また、設備の修繕・更新等を実施するために既存店の改修を行いました。その結果、設備投資総額は、有形・無形固定資産482,999千円、建設協力金105,000千円及び賃貸借契約に係る差入保証金157,839千円のあわせて745,839千円となりました。

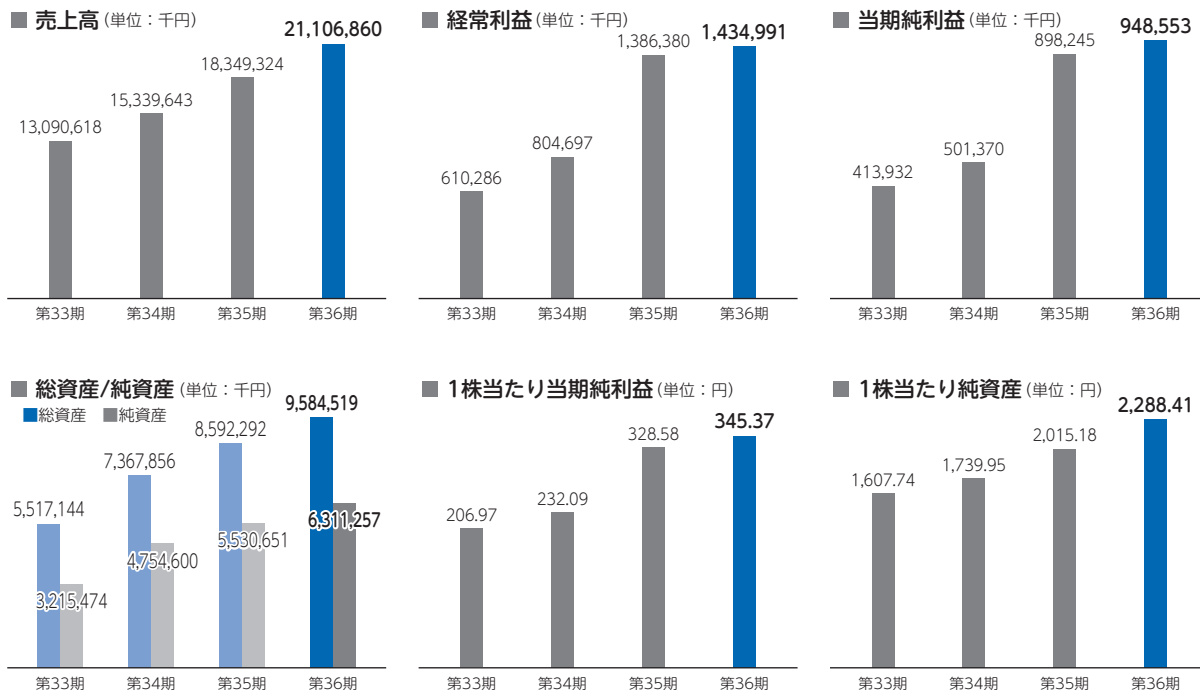
なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

また、当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、新株予約権の行使により13,529千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



| 区 分           | 第33期<br>(2023年1月期) | 第34期<br>(2024年1月期) | 第35期<br>(2025年1月期) | 第36期<br>(当事業年度)<br>(2026年1月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 13,090,618         | 15,339,643         | 18,349,324         | 21,106,860                    |
| 経 常 利 益(千円)   | 610,286            | 804,697            | 1,386,380          | 1,434,991                     |
| 当 期 純 利 益(千円) | 413,932            | 501,370            | 898,245            | 948,553                       |
| 1株当たり当期純利益(円) | 206.97             | 232.09             | 328.58             | 345.37                        |
| 総 資 産(千円)     | 5,517,144          | 7,367,856          | 8,592,292          | 9,584,519                     |
| 純 資 産(千円)     | 3,215,474          | 4,754,600          | 5,530,651          | 6,311,257                     |
| 1株当たり純資産(円)   | 1,607.74           | 1,739.95           | 2,015.18           | 2,288.41                      |

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 当社は、2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が、継続的に成長するためには、事業規模・収益を拡大させ強固な経営基盤を構築することが必要不可欠であります。そのため、以下について、対処すべき課題として取組んでまいります。

##### ① 出店拡大

自転車業界は自転車販売事業者数が減少し続けており、寡占化が進みつつあります。このような環境下において出店拡大を続け、業界のキープレイヤーの1社になることが、その後の事業を安定的に営む上で重要であると認識しております。従って、中期的には200店舗を目指して出店を加速してまいります。

##### ② 人材育成

出店拡大の中でサービス品質を維持・向上させるためには、早期の人材育成が不可欠であると認識しております。当社では、研修を「商品知識」「接客」「技術」の3つの分野で定期的な研修及び試験を行っております。また、店長・副店長に対しては店舗運営研修等を行うことで人材の早期育成を図ってまいります。

##### ③ PB比率の向上

商品戦略として、魅力あるラインアップとすることを考えており、価格、品質等で顧客ニーズを的確に捉えることが必要です。これらの実現には、PB商品の取扱いを拡充させることが必要であると考えております。一般的にPB商品はNB商品に比べ価格競争力のある商品の開発が可能です。当社では店舗で積極的に顧客ニーズを聞き取り、これを商品開発に活かすことで、顧客ニーズと合致した値ごろ感のある商品を開発してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2026年1月31日現在）

当社は主に自転車、自転車パーツ等の販売及び自転車の修理・点検等のサービスを提供しております。なお、当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(6) 主要な事業所及び店舗 (2026年1月31日現在)

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 本 社     | 大阪府吹田市                                      |
| 東 京 本 部 | 神奈川県川崎市                                     |
| 直 営 店 舗 | 大阪府 兵庫県 京都府 奈良県 滋賀県 愛知県 東京都 千葉県 埼玉県<br>神奈川県 |
| F C 店 舗 | 大阪府 埼玉県                                     |

(7) 使用人の状況 (2026年1月31日現在)

| 使用人数        | 前事業年度末比増減  | 平均年齢    | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|---------|--------|
| 758 (123) 名 | 60名増(24名増) | 29歳10ヶ月 | 5年3ヶ月  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート等臨時使用人は( )内に年間の平均人員を外書で記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年1月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2026年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,758,000株 (自己株式78株含む)  
(3) 株主数 1,260名  
(4) 大株主

| 株 主 名                                                                                                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 W A K U M O T O                                                                               | 1,400千株 | 50.76%  |
| 涌 本 宜 央                                                                                               | 400     | 14.50   |
| 田 中 幸 夫                                                                                               | 59      | 2.15    |
| 野 村 證 券 株 式 会 社                                                                                       | 54      | 1.96    |
| ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ                                                                                         | 50      | 1.82    |
| ダ イ ワ サ イ ク ル 従 業 員 持 株 会                                                                             | 45      | 1.64    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )                                                                   | 44      | 1.62    |
| 門 田 洋                                                                                                 | 38      | 1.38    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                                                         | 31      | 1.16    |
| THE NOMURA TRUST AND<br>BANKING CO., LTD.<br>AS THE TRUSTEE OF<br>REPURCHASE AGREEMENT<br>MOTHER FUND | 23      | 0.85    |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、小数第3位を四捨五入しております。  
3. 持株比率は、自己株式(78株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は13,500株増加して2,758,000株となりました。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                              | 第1回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 発行決議日                           | 2020年11月4日                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の数                         | 59個                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 保有人数と保有数<br>当社取締役<br>(社外取締役を除く) | 3名59個                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数             | 当社普通株式5,900株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の発行価額                      | —                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          | 1株当たり959円                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使期間                      | 2022年11月5日から2030年11月4日まで                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の主な行使条件                    | <p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> |

(注) 1. 2023年4月27日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 上記のうち、取締役1名に付与されている新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                              | 第2回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 発行決議日                           | 2021年11月10日                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の数                         | 5個                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 保有人数と保有数<br>当社取締役<br>(社外取締役を除く) | 1名5個                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数             | 当社普通株式500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の発行価額                      | —                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          | 1株当たり1,202円                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使期間                      | 2023年12月1日から2031年9月30日まで                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の主な行使条件                    | <p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> |

(注) 1. 2023年4月27日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 上記の新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権に関する重要な事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

| 名称                     | 第1回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2020年11月4日                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の数                | 501個                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式50,100株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の発行価額             | —                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり959円                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使期間             | 2022年11月5日から2030年11月4日まで                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の主な行使条件           | <p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> |
| 割当先                    | 当社使用人 77名                                                                                                                                                                                                                                                                           |

(注) 2023年4月27日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                     | 第2回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 発行決議日                  | 2021年11月10日                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の数                | 250個                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式25,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の発行価額             | —                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり1,202円                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使期間             | 2023年12月1日から2031年9月30日まで                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の主な行使条件           | <p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> |
| 割当先                    | 当社使用人 45名                                                                                                                                                                                                                                                                           |

(注) 2023年4月27日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年1月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況      |
|----------|-------|-------------------|
| 代表取締役社長  | 涌本宜央  |                   |
| 取締役      | 齋藤勇治  | 管理本部長             |
| 取締役      | 金子陽一  | 商品・マーケティング本部長     |
| 取締役      | 伊藤亮太  | 営業本部長             |
| 取締役      | 大久保修三 |                   |
| 常勤監査役    | 永井康   |                   |
| 監査役      | 若山満教  | 若山綜合法律事務所 代表社員弁護士 |
| 監査役      | 山口雅之  | 税理士法人良知 代表        |

- (注) 1. 取締役大久保修三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役永井康氏、若山満教氏及び山口雅之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山口雅之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役大久保修三氏、監査役永井康氏、若山満教氏及び山口雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### (2) 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度末日後における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、優秀な人材の確保、職務執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員及び管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害などは填補の対象としないこととするなど一定の免責事由があります。

## (7) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針の内容及び報酬体系・報酬額の決定方法について

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針につきましては、少数株主保護の観点から、公平性、客観性に資するものとするために、取締役会の委任決議に基づき、社外役員過半数で構成された任意の指名・報酬委員会において、以下の基準で決定することとしております。このことから取締役会といたしましては、個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものと判断しております。

- a. 優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること。
- b. 企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること。
- c. 本報酬体系及び報酬決定に関する基本方針及び基準は、客観性及び透明性を確保するため、当指名報酬委員会の審議に基づくこととすること。

### ② 役員報酬の体系について

業務執行取締役につきましては、当社業績や担当部門の成果等を勘案した「基本報酬」のみとしております。

社外取締役につきましても、期待された役割の継続性と独立性の観点から「基本報酬」のみとしております。また、監査役につきましても、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」のみとしております。

## ③ 役員報酬額の決定方法について

## a. 基本報酬の額

基本報酬の額は、現金による月例固定額となっており、算定額につきましては、任意の指名・報酬委員会において、定められた基準に基づく審議により決定しております。

## b. 業績連動報酬等

該当事項はありません。

## ④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員のうち取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年10月12日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額300百万円以内（同株主総会終結時点の取締役の員数は3名）とするものであります。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年9月1日であり、決議の内容は、監査役の報酬額を年額30百万円以内（同株主総会終結時点の監査役の員数は2名）とするものであります。

## ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の決議により、任意の指名・報酬委員会に個人別報酬額等の決定を委任しております。人事関連の専門家で社外取締役である委員長に主導していただくことで、個人別報酬額等の具体的な内容の決定において、より客観性及び透明性を確保するとの理由によるものであります。

## ⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |          |          | 対象となる<br>役員<br>の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|----------|--------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 96,320千円<br>(6,000) | 96,320千円<br>(6,000) | —<br>(—) | —<br>(—) | 5名<br>(1)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 16,480<br>(16,480)  | 16,480<br>(16,480)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(3)           |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 112,800<br>(22,480) | 112,800<br>(22,480) | —<br>(—) | —<br>(—) | 8<br>(4)           |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社は上記以外に職務執行の対価として、取締役に対して新株予約権を付与しております。なお、当事業年度の末日における取締役の新株予約権の保有状況は「3. 新株予約権等の状況(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

## (8) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 社外監査役若山満教氏は、若山綜合法律事務所の代表社員弁護士であります。若山綜合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
  - ・ 社外監査役山口雅之氏は、税理士法人良知の代表であります。税理士法人良知と当社との間には特別な関係はありません。
  
- ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況、発言状況及び社外取締役<br>に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 大久保修三 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に長年の経営コンサルティングで培った見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に業務運営や意思決定時の法令遵守等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者や役員報酬等の審議につきまして、指名・報酬委員会を主導しております。さらに、リスク・コンプライアンス委員会においても積極的に意見を述べており、その他、代表取締役社長との意見交換会においてもオブザーバーとして参加し、意見交換しております。 |
| 監査役 永井 康  | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に上場会社での管理業務及び監査役監査で培った見地から、取締役会において、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換及び取締役会決議事項の事前協議等において、必要な発言を行っております。さらに、リスク・コンプライアンス委員会においても積極的に意見を述べており、その他、代表取締役社長との意見交換会を定期的に開催し、監査指摘事項の説明や代表取締役社長からの相談事項等について意見交換しております。                                                                |

| 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 若山 満 教                           | <p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者や役員報酬等の決定審議につきまして必要な発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換及び取締役会決議事項等の事前協議等において必要な発言を行っております。さらに、リスク・コンプライアンス委員会においても積極的に意見を述べており、その他、代表取締役社長との意見交換会を定期的に開催し、監査指摘事項の説明や代表取締役社長からの相談事項等について意見交換しております。</p> |
| 監査役 山口 雅 之                           | <p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換及び取締役会決議事項等の事前協議等において必要な発言を行っております。さらに、リスク・コンプライアンス委員会においても積極的に意見を述べており、その他、代表取締役社長との意見交換会を定期的に開催し、監査指摘事項の説明や代表取締役社長からの相談事項等について意見交換しております。</p>                                                                                        |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 26,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬900千円を支払っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社（当監査役会）は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続して職務を全うするうえで重大な支障があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提出します。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>     |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>6,588,548</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,178,370</b> |
| 現金及び預金               | 1,518,176        | 買掛金                    | 911,341          |
| 売掛金                  | 647,052          | 未払金                    | 125,742          |
| 有価証券                 | 500,000          | 未払費用                   | 403,547          |
| 商品                   | 3,504,495        | 未払法人税等                 | 296,446          |
| 未着商品                 | 149,071          | 未払消費税等                 | 155,777          |
| 貯蔵品                  | 7,531            | 契約負債                   | 997,896          |
| 前払費用                 | 172,245          | 預り金                    | 83,041           |
| その他                  | 89,975           | 賞与引当金                  | 204,489          |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>2,995,970</b> | その他                    | 87               |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>1,318,191</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>94,890</b>    |
| 建物                   | 1,073,477        | 退職給付引当金                | 87,489           |
| 構築物                  | 110,551          | 資産除去債務                 | 1,400            |
| 工具、器具及び備品            | 134,162          | その他                    | 6,000            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>44,672</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,273,261</b> |
| ソフトウェア               | 44,406           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| その他                  | 265              | <b>株 主 資 本</b>         | <b>6,311,257</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>1,633,105</b> | 資本金                    | 562,210          |
| 出資金                  | 10               | 資本剰余金                  | 552,178          |
| 差入保証金                | 801,532          | 資本準備金                  | 552,178          |
| 建設協力金                | 463,375          | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>5,197,209</b> |
| 長期前払費用               | 84,478           | 利益準備金                  | 2,500            |
| 繰延税金資産               | 172,996          | その他利益剰余金               | 5,194,709        |
| その他                  | 110,712          | 繰越利益剰余金                | 5,194,709        |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>9,584,519</b> | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△339</b>      |
|                      |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>6,311,257</b> |
|                      |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>9,584,519</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 損 益 計 算 書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 21,106,860 |
| 売上原価         | 11,906,455 |
| 売上総利益        | 9,200,404  |
| 販売費及び一般管理費   | 7,783,978  |
| 営業利益         | 1,416,426  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息及び配当金    | 6,292      |
| 受取手数料        | 4,843      |
| 助成金収入        | 6,968      |
| その他          | 8,574      |
|              | 26,678     |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 29         |
| 為替差損         | 4,483      |
| 固定資産除却損      | 3,160      |
| その他          | 439        |
|              | 8,112      |
| 経常利益         | 1,434,991  |
| 税引前当期純利益     | 1,434,991  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 495,909    |
| 法人税等調整額      | △9,471     |
| 当期純利益        | 948,553    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月24日

DAIWA CYCLE 株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 黒川 智哉 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 北村 圭子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DAIWA CYCLE 株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月24日

DAIWA CYCLE株式会社 監査役会

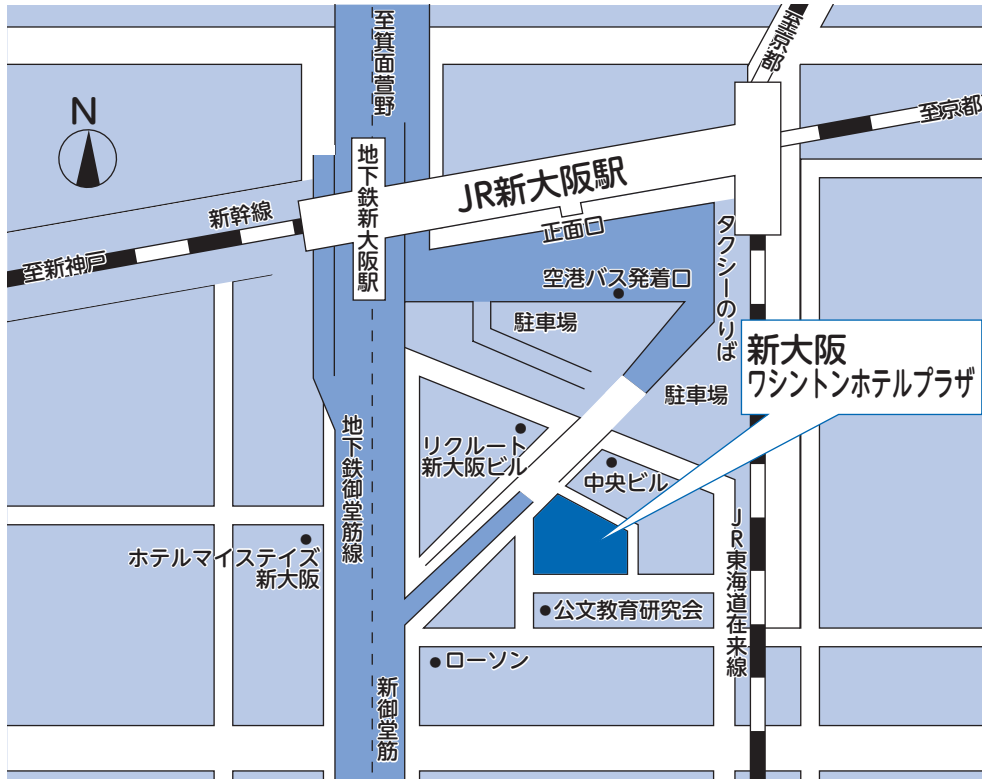
常勤監査役（社外監査役） 永 井 康 ㊟

社 外 監 査 役 若 山 満 教 ㊟

社 外 監 査 役 山 口 雅 之 ㊟

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号  
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 「レ・ルミエール」



### 最寄りの交通機関

- 徒歩 JR新大阪駅 正面口から徒歩約3分  
地下鉄新大阪駅 7番出口から徒歩約3分

— お願い —

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

本株主総会では、ご出席の株主様へのお土産及び飲料は  
ご用意しておりません。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。